

## 介護予防・生活支援サービス事業 利用料金一覧表（要支援1・2）

2025年12月改定

## 訪問介護サービス(独自)

区分	回数等・料金		備考
要支援1 要支援2	週1回程度 (1月の中で4回までのサービスを行った場合)	2,870円/回	
	月5回以上	11,760円/月	
	週2回程度 (1月の中で8回までのサービスを行った場合)	2,870円/回	
	月9回以上	23,490円/月	
要支援2	週2回超 (1月の中で12回までのサービスを行った場合)	2,870円/回	
	月13回以上	37,270円/月	

## 訪問型サービスA

区分	回数・料金	備考
要支援1 要支援2	原則週1回 (週2回まで利用可)	2,400円/回

## 通所介護サービス(独自)

区分	回数・料金	備考
要支援1	週1回程度 (1月の中で4回までのサービスを行った場合)	4,360円/回
	月5回以上	17,980円/月
要支援2	週2回程度 (1月の中で8回までのサービスを行った場合)	4,470円/回
	月9回以上	36,210円/月

## 通所型サービスA

区分	回数・料金	備考
要支援1 要支援2	原則：月2回 (週2回まで利用可)	半日コース (入浴なし) 3,200円/回 (入浴あり) 3,700円/回
		1日コース (入浴なし) 3,600円/回 (入浴あり) 4,100円/回

## 通所型サービスC

区分	回数・料金	備考
要支援1 要支援2	週1回	4,000円/回

ケアマネジメント費 (A・C)	4,420円
-----------------	--------

## ※注意事項

- 6ヶ月毎にモニタリングを実施する。
- 総合事業対象者（区分変更限度額・利用回数）変更申請書の申請者署名欄は利用者本人の直筆とする。

**訪問介護サービス(独自)**

回数等・料金		備考
週1回程度 (1月の中で4回までのサービスを行った場合)	2,870円/回	原則週1回程度。 (※) アセスメントの結果、週3回の利用が必要と判断された場合、事前にケース連絡会等で協議し、協議内容を「総合事業対象者（区分支給限度額・利用回数）変更申請書」に記載し、介護予防サービス・支援計画票と合わせて市（支援係）へ提出する。 原則6ヶ月間とするが、それを超える場合は都度変更届を提出する（居宅介護支援事業所へ委託している場合も同じ）
月5回以上	11,760円/月	
週2回程度 (1月の中で8回までのサービスを行った場合)	2,870円/回	
月9回以上	23,490円/月	
週2回超 (1月の中で12回までのサービスを行った場合)	2,870円/回	
月13回以上	37,270円/月	

**訪問型サービスA**

回数・料金		備考
原則週1回（週2回まで利用可）	2,400円/回	

**通所介護サービス(独自)**

回数・料金		備考
週1回程度 (1月の中で4回までのサービスを行った場合)	4,360円/回	原則週1回程度。 (※) アセスメントの結果、週2回の利用が必要と判断された場合、事前にケース連絡会等で協議し、協議内容を「総合事業対象者（区分支給限度額・利用回数）変更申請書」に記載し、介護予防サービス・支援計画票と合わせて市（支援係）へ提出する。 原則6ヶ月間とするが、それを超える場合は都度変更届を提出する（居宅介護支援事業所へ委託している場合も同じ）
月5回以上	17,980円/月	
週2回程度（※） (1月の中で8回までのサービスを行った場合)	4,470円/回	
月9回以上	36,210円/月	

**通所型サービスA**

回数・料金		備考
原則：月2回 (週2回まで利用可)	半日コース (入浴なし) 3,200円/回 (入浴あり) 3,700円/回	
	1日コース (入浴なし) 3,600円/回 (入浴あり) 4,100円/回	

**通所型サービスC**

回数・料金		備考
週1回	4,000円/回	

ケアマネジメント費（A・C）	4,420円
----------------	--------

## 《注意事項》

- ・6ヶ月毎にモニタリングを実施する。
- ・総合事業対象者（区分変更限度額・利用回数）変更申請書の申請者署名欄は利用者本人の直筆とする。
- ・区分支給限度額は原則要支援1相当額（5,032単位）とする。  
超える場合は「総合事業対象者（区分支給限度額・利用回数）変更申請書」を介護予防サービス・支援計画票と合わせて市（支援係）へ提出。  
申請の許可が下りた場合、限度額は7,348単位までとする。